

令和3年度 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について

社会福祉法人福岡福祉会では令和元年10月より、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。算定要件の一つである見える化要件に基づき、当法人の具体的な取組内容を下記のとおり掲示いたします。

記

1. 算定要件

- ・介護福祉士配置等要件。
- ・職場環境等要件。及び見える化要件の全てを満たす事業者。

2. 賃金について

- ・勤続10年以上の介護福祉士、その他の介護職員及び介護職員以外の職員に対し、算定ルールに基づいた手当を支給。

3. 取得事業所

- ・特別養護老人ホームアルテン赤丸
- ・アルテン赤丸ショートステイ
- ・アルテン赤丸デイサービスセンター

4. 職場環境要件についての具体的な取り組み

(1) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

資格取得のため、研修（介護職員実務者研修、喀痰吸引研修、認知症ケア研修等）受講のための勤務シフトの調整、受講料・教材費の全額支給。

(2) 両立支援

子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための、休業制度等の充実のため、育児休暇や介護休暇、看護休暇の取得の整備。時間単位でも取得できる仕組みがある。

(3) 腰痛を含む心身の健康管理

介護ロボット、移乗用リフトの導入、福祉用具の活用により、業務負担の軽減と介護職員の心身の負担の軽減を図る。

- ・腰痛予防指導者研修への参加、受講者によるOJTの実施
- ・福祉用具等の正しい使用方法の周知、研修の開催

(4) 生産性向上のための業務改善の取組

ケアパレットの導入やICTの活用、見守りセンサーの利用により業務の効率化を図る。

(5) やりがい・働きがいの醸成

地域の児童・生徒や住民との交流の機会をもつ。